

健康企業宣言STEP2採点基準 「できている」、「概ねできている」の基準のみ記載。これに該当しない場合は全て「できていない」として採点】

総合評価の基準 ○設問④該当事業所：合計点数80点以上で目標をクリア ○設問④非該当事業所：合計点数72点以上で目標をクリア

取組分野	設問 項目	採点基準 / 考え方	
		項目番号	内容
健診・重症化予防	① 健診対象者（家族を除く）受診率	(確認事項)	<ul style="list-style-type: none"> 定期健康診断受診者数（申告数）十生活習慣病予防健診及び事業者健診データ提供数（保険者確認）／従業員数（事業者健診対象者数－受診不可者数）＝人／人⇒% <p>※受診不可者数：妊娠中、産休・育休中、病気休職中、海外赴任中等に該当する者 ※実施結果レポート提出日から過去1年以内の数値</p>
		(採点方法)	<ul style="list-style-type: none"> ◎受診率 受診率100% →5点 受診率99%～80% →3点 受診率79%以下 →0点
	② 健診の有所見率（前年比較）	(採点方法)	<ul style="list-style-type: none"> 有所見者数／定期健診等の受診者数 = 人／人 ⇒ % <p>※有所見者数は、総合所見において「問題なし」「異常なし」以外の健診受診者数、または「定期健康診断結果報告書」（様式第6号(労働安全衛生法第52条関係)）の「所見のあった人数」とする ※実施結果レポート提出日から過去1年以内の数値</p>
		(確認方法)	<ul style="list-style-type: none"> ◎有所見率の前年からの改善率 <ul style="list-style-type: none"> 有所見率が前年より改善（有所見率の減少）→5点 // 前年と同じ（少数第1位まで）→3点 // 前年より悪化（有所見率の増加）→0点 <p>※すべての有所見者に対して、保健指導の通知、実績がある場合には改善率が前年より悪化していても3点</p>
		(採点基準参考資料)	「公表制度解説書」P28 2-1-1④、P30 2-1-2
③ 特定保健指導・保健指導の実施率		(採点方法)	<ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導等保健指導実施者数／保健指導等対象者数 = 人／人 ⇒ % <p>※実施結果レポート提出日から過去1年以内の数値</p>
		(確認方法)	<ul style="list-style-type: none"> ◎実施率 実施率80%以上 →5点 実施率79%～50% →3点 実施率49%以下 →0点 <p>※実施率が49%以下であっても保健指導の対象者把握や勧奨の実績がある場合には3点</p>
④ 家族（40歳以上の被扶養者）の特定健診受診率 ※該当者がいない事業所は当該項目は取組対象外		(採点方法)	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査受診数／特定健康診査対象数 = 人／人 ⇒ %
		(確認方法)	<ul style="list-style-type: none"> ◎受診率 受診率50%以上 →10点 受診率49%～30% →5点 受診率29%以下 →0点 <p>※特定健診対象者（40歳以上の被扶養者）がない場合、設問④は評価対象外とする →合計点数90点満点中72点以上の取得で認定基準達成となる</p>

健康企業宣言STEP2採点基準 「できている」、「概ねできている」の基準のみ記載。これに該当しない場合は全て「できていない」として採点】

総合評価の基準 ○設問④該当事業所：合計点数80点以上で目標をクリア ○設問④非該当事業所：合計点数72点以上で目標をクリア

取組分野	設問 項目番号	内容	採点基準 / 考え方
健康管理・安全衛生活動の取組み	⑤ 治療中の従業員に対する支援体制	(採点方法) <input type="checkbox"/> 限度額認定証等の健康保険給付や厚生年金保険等の公的保険制度・支援制度に関する周知を行っている。 <input type="checkbox"/> 従業員や管理者に対して、治療と職場生活に関する両立支援の意識啓発を行っているか <input type="checkbox"/> 治療と職場生活の両立に関する相談窓口を設置し、周知しているか <input type="checkbox"/> 時間単位の休暇制度、短時間勤務制度、時差出勤制度等のいずれかが規定されているか <input type="checkbox"/> 継続的な治療を行っている従業員に対し、産業医等面談にて適切に状況を把握するとともに必要な措置についても適切に実施しているか ※産業医の設置が義務付けられていない事業所については、代表者等の管理者による面談 ※支援を要する疾病（両立支援GLより） ・がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、その他難病など反復・継続して治療が必要となる疾病であり、短期で治癒する疾病を除く (確認方法) ◎満たしている項目数 5項目全て → 10点、 3項目以上 → 5点、 2項目以下 → 0点 ※「継続的な治療を行っている従業員」がない場合は最後の項目は評価対象外とし以下のとおり採点する 4項目全て → 10点、 3項目以上 → 5点、 2項目以下 → 0点 (採点基準参考資料) (「公表制度解説書」P29 2-1-1⑦)「両立支援GL」P4~5)	
	⑥ メンタルヘルス対策に関する計画書の策定と情報共有	(採点方法) <input type="checkbox"/> メンタルヘルス対策（心の健康づくり計画等の策定）をしているか <input type="checkbox"/> 上記計画が従業員に周知されているか (確認方法) ◎満たしている項目数 2項目全て → 5点、 1項目（計画等の策定のみ） → 3点、 該当項目なし → 0点 (採点基準参考資料) 「公表制度解説書」P31 2-2①②、「指針」	
メンタルヘルス対策	⑦ ストレスチェックの取組状況	(採点方法) <input type="checkbox"/> ストレスチェックを実施しているか <input type="checkbox"/> ストレスチェック実施後の集団分析を実施しているか <input type="checkbox"/> 集団分析に基づく職場改善等について検討を行い必要な措置を講じているか (確認方法) ◎満たしている項目数 3項目全て → 5点、 2項目（集団分析まで） → 3点、 1項目（ストレスチェックのみ）以下 → 0点 ※50名未満の事業所については、ストレスチェック制度に準ずるストレスチェック注)を実施していれば3点 注) 社内勧奨による厚生労働省「こころの耳」のストレスチェック（セルフチェック）の実施など (採点基準参考資料) 「公表制度解説書」P32 2-2④、「指針」、「マニュアル」	
	⑧ メンタルヘルスケアの取組み	(採点方法) <input type="checkbox"/> メンタルヘルス相談窓口等を設置しているか <input type="checkbox"/> すべての従業員へメンタルヘルス相談窓口の設置や利用方法等の周知を行っているか <input type="checkbox"/> 従業員へメンタルヘルスに関する情報提供や研修を行っているか（セルフケア） <input type="checkbox"/> 従業員と日常的に接する管理監督者に対しメンタルヘルス研修を行っているか（ラインによるケア） (確認方法) ◎満たしている項目数 4項目全て → 5点、 2項目以上 → 3点、 1項目以下 → 0点 (採点基準参考資料) 「公表制度解説書」P33 2-2⑤⑥、「指針」	
	⑨ メンタルヘルス不調者への対応方針、休職後の職場復帰等の支援体制	(採点方法) <input type="checkbox"/> メンタルヘルス不調者への対応方針が策定されているか <input type="checkbox"/> メンタルヘルス不調者への対応方針に関する周知がされているか <input type="checkbox"/> メンタルヘルスによる休職者に対する職場復帰支援のルール・プロセス等（職場復帰支援プログラム等）が策定されているか <input type="checkbox"/> メンタルヘルスによる休職者に対する職場復帰支援策（上記職場復帰支援プログラム等）に関する周知がされているか (確認方法) ◎満たしている項目数 4項目全て → 5点、 2項目以上 → 3点、 1項目以下 → 0点 (採点基準参考資料) 「公表制度解説書」P34 2-2⑦⑧、「指針」、「手引き」 2	

健康企業宣言STEP2採点基準 「できている」、「概ねできている」の基準のみ記載。これに該当しない場合は全て「できていない」として採点】

総合評価の基準 ○設問④該当事業所：合計点数80点以上で目標をクリア ○設問④非該当事業所：合計点数72点以上で目標をクリア

取組分野	設問 項目	採点基準 / 考え方	
		項目番号	内容
過重労働防止	⑩ 過重労働防止対策に関する計画と情報共有	(採点方法)	□過重労働防止対策計画等が策定されているか □上記の計画等が従業員へ周知されているか
		(確認方法)	◎満たしている項目数 2項目全て → 5点、 1項目（計画等の策定まで） → 3点、 該当項目なし → 0点
		(採点基準参考資料)	「公表制度解説書」P35 2-3-1①②、「総合対策」
	⑪ 時間外・休日労働時間に対する管理体制	(採点方法)	□タイムカード等により勤務時間を客観的に把握しているか □把握した労働時間と実労働時間に関する乖離等について実態調査を行っている □労働日ごとの始業終業時刻を1分単位で適切に記録している □36協定の第1基準注)に抵触した場合や第2基準注)に抵触しそうな場合、若しくは月の時間外労働が80時間を超えた場合に、直ちに管理者へ通知がなされているか □実際に長時間労働が発生した場合には即座に改善を図るなど対応ができる体制にあるか (発生していない場合でも、発生したときの対応策が明文化されていること) 注) 労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準（第1条、第2条） (H10.12.28労働省告示154号、最終改正:H21.5.29厚生労働省告示316号)
⑫ 月の時間外・休日労働時間が80時間を超える従業員に対する支援体制		(確認方法)	◎満たしている項目数 5項目全て → 5点、 3項目以上 → 3点、 2項目以下 → 0点
		(採点基準参考資料)	「公表制度解説書」P36 2-3-1④、「総合対策」、「労働時間適正GL」
		(採点方法)	□従業員が時間外労働時間を把握する仕組みがあるか □時間外・休日労働時間が80時間を超えた場合、申出による面接指導等が受けられることを周知しているか □面接指導等を受けるための具体的な手順（手続き）が明確化されているか □面接指導等該当者が発生した場合は、発生から1か月以内に、面接指導等の申出を行うよう直接勧奨しているか (発生していない場合でも、発生したときの対応として明文化されていること)
⑬ 年次有給休暇の取得促進		(確認方法)	◎満たしている項目数 4項目全て → 5点、 2項目以上 → 3点、 1項目以下 → 0点
		(採点基準参考資料)	「公表制度解説書」P37 2-3-1⑤、P38 2-3-2②、「総合対策」、労働安全衛生法第66条
⑭ 健康行動指標の達成度		(採点方法)	□有給休暇取得総日数計 / 有給休暇付与総日数計 × 100 = 日 / 日 ⇒ % □有給休暇取得促進に関する具体的な計画等があるか
		(確認方法)	◎有給休暇取得率 取得率70%以上 → 10点 取得率69%～50% → 5点 取得率49%以下 → 0点
			※有給取得率49%以下であっても、有給休暇の計画的付与制度導入など具体的な有給休暇促進に関する取組みがある場合は5点
⑮ 健康行動指標の達成度		(採点基準参考資料)	「公表制度解説書」P37 2-3-1⑥、P38 2-3-2①、「総合対策」

健康企業宣言STEP2採点基準 「できている」、「概ねできている」の基準のみ記載。これに該当しない場合は全て「できていない」として採点】

総合評価の基準 ○設問④該当事業所：合計点数80点以上で目標をクリア ○設問④非該当事業所：合計点数72点以上で目標をクリア

取組分野	設問 項目番号	内容	採点基準 / 考え方
感染症予防対策	⑭	従業員の感染症予防対策	<p>(採点方法) <input type="checkbox"/>予防接種に要する時間を出勤扱いとする取扱いまたは規定等はあるか <input type="checkbox"/>感染症に罹患した際は、医師による出勤可能認定日まで出勤を要しないことを定めた取扱い、規定等はあるか <input type="checkbox"/>インフルエンザ等の予防接種に要する費用補助（保険者等関係団体による補助制度含む）はあるか <input type="checkbox"/>アルコール等の消毒設備並びにマスク配布はあるか</p> <p>(確認方法) ◎満たしている項目数 4項目全て → 5点、 2項目以上 → 3点、 1項目以下 → 0点</p> <p>(採点基準参考資料) 「2018基準解説書」P19 3-3-5</p>
健康経営に関する取組み	⑮	経営者による健康経営・健康宣言の社内外への発信および経営者の健診受診状況	<p>(採点方法) <input type="checkbox"/>経営者が従業員の健康管理に係る経営課題・健康課題を認識し、組織として健康づくりに取組む方針等を明文化しているか <input type="checkbox"/>上記の方針について、社内外に発信し取り組みを進めているか <input type="checkbox"/>経営者自身が1年に1回健診を受診しているか（労働安全衛生法に基づく一般定期健診以上の健診）</p> <p>(確認方法) ◎満たしている項目数 3項目全て → 5点、 2項目 → 3点、 1項目以下 → 0点</p> <p>(採点基準参考資料) 「公表制度解説書」P18 2①、「JISHA」1(1)~(4)、「GSC」1(1)(2)、「コスモス」1-1(1)(2)</p>
	⑯	従業員の健康の保持・増進に関する計画策定及び策定した計画に基づく実施	<p>(採点方法) <input type="checkbox"/>従業員の健康の保持・増進に関する計画書が策定されているか ※安全管理委員会等による安全衛生計画書等に健康の保持・増進に関する内容が含まれていてもよい <input type="checkbox"/>健康の保持増進に関する計画推進に関する具体的なスケジュールが策定されているか <input type="checkbox"/>スケジュールに基づいた実施がなされているか <input type="checkbox"/>実施による改善や実施結果に基づく振り返りがなされているか <input type="checkbox"/>健康の保持増進に関する計画、取り組みが、従業員と共有できているか</p> <p>(確認方法) ◎満たしている項目数 5項目全て → 10点、 3項目以上 → 5点、 2項目以下 → 0点</p> <p>(採点基準参考資料) 「公表制度解説書」P18 2②、P26 2-1-1①②、P27 2-1-1③ 「JISHA」1(5)、「GSC」1(3)、「コスモス」1-1(3) 1-2(1) 1-3(2) 1-10(2) 1-13(4)</p>

採点基準参考資料名称

- ◆労働衛生優良企業公表制度認定基準解説書（平成29年7月版厚労省労働基準局安全衛生部計画課）
- ◆事業場における治療と職場生活の両立支援のためのガイドライン（平成28年2月厚生労働省）
- ◆労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成18年3月31日健康保持増進のための指針公示第3号 平成27年11月30日改正）
- ◆心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き（厚労省中央労働災害防止協会 平成24年7月改正）
- ◆労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル（厚労省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室 平成28年4月改正）
- ◆過重労働による健康障害防止のための総合対策について（厚労省労働基準局長通知 平成28年4月1日）
- ◆労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日 厚労省）
- ◆健康経営優良法人2018（中小規模部門）認定基準解説書（平成29年11月日本健康会議中小1万社健康宣言WG）
- ・ JISHA方式適合OSHMS基準（平成24年2月10日改正）
- ・ GSC中小評価事業評価項目（必須項目）とその解説
- ・ コスモス（COHMS）認定基準
- …「公表制度解説書」
- …「両立支援GL」
- …「指針」
- …「手引き」
- …「マニュアル」
- …「総合対策」
- …「労働時間適正GL」
- …「2018基準解説書」
- …「JISHA」
- …「GSC」
- …「コスモス」